

国立・国定・県立自然公園の違い

区 分	指定する者	指定の要件	根拠となる法令	行政的管理責任者
国立公園	環境大臣	同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること	自然公園法	環境省
国定公園	環境大臣	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること	自然公園法	都道府県
都道府県立自然公園	都道府県知事	都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること	都道府県条例	都道府県

地種区分

特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
海中公園地区	熱帯魚、サンゴ、海藻などの生物や、海底地形が特にすぐれている地区。
普通地域	特別地域や海中公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海中公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。